

債権名	母子父子寡婦福祉資金貸付金
担当課	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
予定数量	37,500件/3年
納入通知書	<ul style="list-style-type: none"> ① 堺市母子父子寡婦福祉資金償還金の納入について ② 堺市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替不能通知書 ③ 堺市母子父子寡婦福祉資金償還金督促状 ④ 堺市母子父子寡婦福祉資金償還金催告書 ⑤ 堺市母子父子寡婦福祉資金償還金の納入について（違約金） ⑥ 堺市母子父子寡婦福祉資金償還金の納付書の送付について（納入通知書）
取扱店での 収納における 処理	<p>(1) 領収書等の返却 取扱店は、母子父子寡婦福祉資金償還金の収納と同時に、上記記載の領収証書（以下「領収証書」という。）、母子父子寡婦福祉資金償還金の領収済通知書（以下「領収済通知書」という。）及び母子父子寡婦福祉資金償還金の納付書（以下「原符」という。）の領収日付印欄に取扱店の検収印を押印し、領収証書を母子父子寡婦福祉資金償還金の支払者に返却するものとする。</p> <p>(2) 証拠書類等の保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受注者は、領収済通知書を市からの問い合わせに対応できるように収納日ごとに整理し、これを5年間保管するよう、各コンビニエンスストア本部と別途取り決めるものとする。 ② 受注者は、原符を母子父子寡婦福祉資金償還金の収納後、各取扱店において1ヶ月間保管するものとする。 ③ 受注者は、領収済通知書及び原符（以下「領収済通知書等」という。）の保管について、外部漏洩・滅失することのないよう確実に保管するものとする。 ④ 市は、必要があるときは受注者等の保管庫等に立ち入り、領収済通知書等を調査することができる。 ⑤ ①または②の保管終了後は、受注者は市と協議のうえ、当該領収済通知書等をシュレッダーによって裁断するものとする。
スマホ決済 等における 処理	<p>(1) 領収書等の返却 スマホ決済等事業者は、堺市母子父子寡婦福祉資金償還金の収納と同時に領収したことを証する支払完了通知を堺市母子父子寡婦福祉資金償還金の支払者にメールや画面表示等で示すこと。</p> <p>(2) 証拠書類等の保管 受注者は、市からの問い合わせに対応できるように収納記録を整理し、また、これを5年間外部漏洩・滅失することのないよう確実に保管するよう、スマホ決済等事業者と別途取り決めを行い、収納記録の保管終了後は、受注者は市と協議のうえ、受注者及びスマホ決済等事業者が保管する当該収納記録を消去するものとする。</p>